公示第　　５７　号

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第４２条第２項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第３項の規定により公告する。

令和６年３月４日

名 古 屋 税 関 長　　柴 田　敬 司

記

１　被許可者の住所及び名称
　東京都港区東新橋一丁目５番２号
　株式会社ＥＮＥＯＳマテリアル

２　保税蔵置場の名称及び所在地
　株式会社ＥＮＥＯＳマテリアル四日市工場保税蔵置場
　三重県四日市市大字六呂見字南新堀６１２番２

３　更新した期間
　自　　令和６年４月１日
　至　　令和１２年３月３１日